

〔子育て世帯定住促進事業のご案内〕

町外から転入してアパートに入居する 子育て世帯へ家賃等を補助します

町内の民間賃貸住宅に転入する子育て世帯に対して、定住促進と子育て支援の充実を図る目的で、家賃等を補助します。

〈補助内容〉

〈家賃〉 住宅手当等控除後の2万円以内を最大2年間補助
〈お米〉 小・中学生1人につき5kg/月を最大2年間給付

〈申請期間〉

平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで

〈対象となる世帯〉

次の要件を全て満たしている世帯

- ①平成29年4月1日以降に、当町に定住することを目的に転入し（当町から転出後3年に満たない期間内に再度転入した世帯を除く。）、新たに民間賃貸住宅の所有者等との間に賃貸借契約（3親等以内の親族が所有する住宅を賃借する場合を除く。）を締結していること。
- ②交付申請日において世帯員全員が当町に住所を有すること。
- ③交付申請日において転入した日から1年以内であること。
- ④他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ⑤当該民間賃貸住宅を自己の居住目的に使用していること。
- ⑥家賃を滞納していないこと。
- ⑦補助金等の交付に係る年度までに納付すべき当町の町税等を滞納していないこと。
- ⑧町内会に加入していること。
- ⑨世帯員全員が過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
- ⑩暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑪暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないと認められる又はそのおそれがないと認められること。

《対象住宅》

町内の民間賃貸住宅（公営住宅、社宅、官舎、寮、三親等以内の親族が所有する賃貸住宅、申請者以外が締結した賃貸借契約に基づく住宅を除く）

《必要書類》

○交付申請書の提出

- ・子育て世帯定住促進事業費補助金等（継続）交付申請書
- ・居住する民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・住宅手当支給証明書
- ・町内会加入証明書
- ・定住確約書
- ・町税等納税証明書等
- ・戸籍の附票謄本
- ・その他町長が必要と認める書類等

○変更申請書の提出

- ・事業計画変更（中止、廃止）承認申請書
- ・その他町長が必要と認める書類

○実績報告書・補助金等交付請求書の提出

- ・子育て世帯定住促進事業費補助金等実績報告書
- ・家賃支払証明書または領収書
- ・子育て世帯定住促進事業費補助金等交付請求書
- ・振込指定金融機関の通帳

《所得税等の取り扱い》

受け取られた補助金及びお米は「一時所得」扱いとなります。確定申告等詳しくは税務署又は役場税務課にお問い合わせください。

《その他》

- 偽りその他不正な行為及び前述「支給対象要件」に該当しなくなった世帯で、既に受け取られた補助金等がある場合は、返還していただくことがあります。
- 各種様式は、町のホームページからダウンロードしていただくか、住民課窓口でお受け取りください。
- 交付申請などの届出は、郵送ではなく直接住民課窓口へお願いします。受付時間は、休日及び祝日を除き午前8時15分から午後5時までです。
※水曜日は午後6時30分まで

《お問い合わせ》

〒038-3803 青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地 藤崎町住民課子育て支援係

【TEL】代表番号 0172-75-3111（内線）2135～2137

直通番号 0172-88-8184

【ホームページ】<http://www.town.fujisaki.lg.jp/>